

No.	相談内容	回答	関連するアドレス
1	道の相談室はどのようなことをしていますか。	「道の相談室」は、道路に関する相談（疑問・意見・質問・苦情など）をワンストップ（一元化）で受け付け、関係する道路を管理している道路管理者（国、県市町村、西日本高速道路㈱等）に伝え対応するための受付窓口です。相談内容の回答については関係する道路管理者から後日回答となる場合もありますのでご了承下さい。 ○道に関するご意見・提案・相談 相談窓口：ＴＥＬ：092-672-5614 平日9:30～17:00（土・日・祝祭日・年末年始は受け付けていません） ＦＡＸ：092-476-3514 インターネットによる「質問受付はこちら」というコーナーで、相談受付を行っています。 ＨＰアドレス：http://www.qsr.mlit.go.jp/ Ｅメール：m-soudan@qsr.mlit.go.jp ○道路の異状（道路の穴ぼこ、道路損傷、落下物や路面の汚れ・・・など）などの緊急通報 緊急通報窓口：＃9910（24時間受付） ○詳細は以下のホームページにて確認できます。 http://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/soudan/ ○各道路を管理する道路管理者の「道の相談室」窓口電話番号 福岡県 092-632-7143 大分県 097-537-7206 佐賀県 0952-29-2511 宮崎県 0985-29-3854 長崎県 095-821-7312 鹿児島県 099-213-8113 熊本県 096-333-2503 福岡市 092-711-5193 北九州市 093-582-3895 熊本市 096-328-2486 西日本高速道路㈱ 0120-924-863 都市高 092-631-3283	http://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/soudan/
2	看板、日除けなどの占用許可の申請手続きについて知りたいのですが。	道路占用の許可申請が必要です。各道路管理者の占用窓口に相談ください。 http://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/kyoka/	http://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/kyoka/
3	大きな車両を通行させるには許可がいるのですか。	特殊車両を通行させるには、通行許可書が必要です。 申請方法は以下のホームページにて確認できます。 http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html また、申請はインターネットからオンライン申請もできます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/	http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/
4	自動車の乗り入れ口を作るためガードレールの取り外しと歩道の切り下げ（段差をなくす）をしたいのですがどのようにすればいいですか？	無断でガードレールを取り外す事や、歩道の切り下げなどの工事を行う事はできません。このような道路に関する工事を行いたい場合は、事前にその国道を管理している道路管理者に工事の申請を行い、その必要性や道路を守るうえでの支障の有無など総合的な審査を受けて、承認されれば工事を行うことができます。 ただし、費用は自己負担となります。なお、工事を行うためには、このほか、工事箇所を管轄する警察署の許可が必要です。 窓口：092-672-5614 相談窓口にご相談ください。	
5	九州内の国土交通省が管理している区間について、お聞きしたい。	国土交通省が管理している区間はホームページにて確認できます。	http://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/project/index.html
6	国以外の管理している区間について、お聞きしたい。	国が管理している区間以外のご相談については各県及び政令市の相談窓口にお聞き下さい。 福岡県 092-632-7143 大分県 097-537-7206 佐賀県 0952-29-2511 宮崎県 0985-29-3854 長崎県 095-821-7312 鹿児島県 099-213-8113 熊本県 096-333-2503 福岡市 092-711-5193 北九州市 093-582-3895 熊本市 096-328-2486 西日本高速道路㈱ 0120-924-863 都市高 092-631-3283	
7	高速道路の管理している区間について、お聞きしたい。	ネクスコ西日本お客様センターを案内します。 窓口：西日本高速道路株式会社 九州支社 0120-924-863	http://www.w-nexco.co.jp/inquiry/
8	近所の人が歩道上に二台のバイクをいつも止めている。近所なので、直接は言いにくい。対処してほしい。	この件に関しましては、警察の担当になります。 最寄の警察署または「#9110」の相談窓口までお願いします。	